

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
1	令和7年度サンキタエリアにおけるエリア価値向上に資する社会実験実施業務	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12 Tel.:078-984-0241	令和7年10月1日	一般社団法人サンキタ 神戸市中央区北長狭通一丁目2番18号	3,120,883	当該業務は、サンキタエリアの魅力向上を目的として、歩行者天国化の拡大などを含む社会実験を実施するものである。実施にあたっては、地元地権者や商店街、市民団体などで構成され、当該エリアでにぎわいづくりや美化防犯など、サンキタエリアの価値向上に取り組む地域団体「サンキタ実行委員会」と協働で行う必要がある。「一般社団法人サンキタ」は、サンキタ実行委員会における契約や事業運営などの事務局を担う団体である。したがって、当該業務を実施できるのは当該法人に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
2	新バスターミナルビル周辺デッキ屋根鉄骨工事 設計意図伝達業務	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12 Tel.:078-984-0241	令和7年10月7日	中央復建・安井設計・JRNC設計共同体 (代表)中央復建コンサルタンツ株式会社 神戸支社 神戸市中央区御幸通6丁目1番10号	3,853,300	当該業務は、「新バスターミナルビル周辺のデッキ屋根鉄骨工事」において、設計内容を施工に正しく反映させるため、設計者が設計意図を伝えるための業務であり、当該業務の性質上、実施設計を行った設計者でなければ適切に実施することができない。 当該実施設計は、三宮駅周辺歩行者デッキ設計競技(コンペ)において最優秀提案に選定された当該事業者が担当しており、当該業務を実施できるのは当該事業者に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
3	税関線及び周辺道路における地上施設等デザイン検討業務	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12 Tel: 078-984-0241	令和7年10月16日	株式会社日建設計 大阪 オフィス 大阪市中央区瓦町三丁目 6番5号	15,774,000	当該業務は、これまでの検討内容と整合を図りながら、税関線沿道の景観や歩道空間のデザインを検討・更新するものである。当該事業者は、令和元年度のプロポーザルにより選定されて以降、継続して税関線のデザイン検討や景観デザインコードの策定に携わっており、設計の考え方や経緯を十分に把握している。過去の計画内容を踏まえ、一貫したデザインコンセプトのもとで当該業務を的確に行えるのは当該事業者に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
4	三宮クロススクエア(センター街東口周辺)歩道美装化工事デザイン監理業務	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12 Tel: 078-984-0241	令和7年10月31日	パシフィックコンサルタンツ・小野寺康都市設計事務所・ナグモデザイン事務所設計共同体 (代表)パシフィックコンサルタンツ株式会社 神戸事務所 神戸市中央区明石町48番地	2,915,000	当該業務は、神戸三宮センター街東口周辺の歩道美装化工事において、設計内容やデザインの考え方を施工者へ正確に伝え、工事に必要な調整を行うものである。当該業務には、過去に実施した三宮交差点南側エリアのデザイン計画・設計内容を十分に理解し、一貫した考え方で対応することが求められる。当該事業者は、これらの設計業務をプロポーザル方式により受託しており、当該業務を適切に実施できるのは当該事業者に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
5	令和7年度 神戸新交通三宮 駅舎とJR三ノ宮新駅ビルの 接続に関する設計業務	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12 Tel.:078-984-0241	令和7年12月25日	神戸新交通株式会社 神戸市中央区港島6丁目6 番地の1	12,000,000	当該業務は、JR三ノ宮新駅ビルと神戸新 交通三宮駅舎を接続するための設計であ る。業務を行うにあたっては、既存鉄道施 設への影響や列車の安全運行に十分配 慮する必要がある。これらの条件を踏まえ た設計は、当該施設および運行に精通し た列車運行者である当該事業者でなけれ ば実施できない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号に該当)
6	税関線横断デッキ整備に伴う 計測管理に関する工事業務	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12 Tel.:078-984-0241	令和7年11月14日	西日本旅客鉄道株式会社 大阪市淀川区西中島5丁 目4番20号	24,465,000	当該業務は、JR高架に近接して施工を行 う税関線横断デッキ整備工事に伴い、線 路や高架構造物の安全を確認するための 計測を行うものである。この計測は、JR三 ノ宮新駅ビル工事で実施中の自動計測と 一体で行う必要があり、また線路内での手 動計測についても鉄道施設を管理するJR 西日本のみが実施できることから、当該業 務を実施できるのは当該事業者に限られ る。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
7	下三条町北地区防災街区整備事業に係る既存建物解体及び敷地整備他業務	都市局工務課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel: 078-595-6765	令和7年10月16日	株式会社上田トランシット コンストラクション 神戸市西区富士見が丘1 丁目7番地の9	131,021,000	本業務は「下三条町北地区防災街区整備事業」における防災ビル建設予定地のうち、北側敷地の既存建物等の解体および敷地整備を行うものであり、南側敷地は「旧平野小学校残置校舎(北校舎)解体他工事」(以下、旧平野小解体工事)を行っている。旧平野小解体工事とは、施工期間や搬出入経路が重複するため、同一業者が施工することにより、工事の輻輳や取り合い部分の責任区分が不明確となることを避け、より安全かつ効率的な施工が可能となる。また、一元的な工事ヤードの確保により、埋蔵文化財調査や敷地整備等を円滑に進めることができ、工期短縮も期待できる。以上のことから、旧平野小解体工事の請負業者である(株)上田トランシットコンストラクションに特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)